

第 3 次 旭市男女共同参画計画 (素案)

旭 市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2

第2章 計画の概要

1	基本理念	3
2	基本目標	4
3	計画の体系	5

第3章 施策の内容

基本目標Ⅰ	だれもが互いを尊重する社会づくり	
主要課題1	男女共同参画の理解と浸透	6
主要課題2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	9
主要課題3	人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	11
基本目標Ⅱ	だれもが個性と能力を発揮できる環境づくり	
主要課題4	労働の場における男女共同参画の推進	16
主要課題5	家庭における男女共同参画の推進	20
主要課題6	地域社会における男女共同参画の推進	24
基本目標Ⅲ	だれもが安心して暮らせるまちづくり	
主要課題7	生涯を通じた心身の健康づくり	28
主要課題8	だれもが安心して暮らせる環境の整備	29

第4章 計画の推進

1	計画の推進体制	33
2	指標一覧	34

【留意事項】

- 一部の用語には解説を加える予定です。

旭市では、平成 26 年に「旭市男女共同参画計画」を策定しました。その後見直しを行い、平成 31 年に「第 2 次旭市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策の推進に取り組んできました。社会情勢の変化に伴い、男女共同参画に対する意識は少しずつ浸透しているものの、令和 4 年 11 月に実施した「旭市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では、今もなお、固定的な性別役割分担意識^{※1}が根強く残っていることや、仕事・家事・育児の両立が難しい現状であることがうかがえます。

また、この間、少子高齢化の進展、コロナ禍によるライフスタイルの変容、デジタル化の推進など社会経済の急激な変化、さらには各地で発生している大規模災害や性の多様性に対する人々の関心の高まりにより、男女共同参画に関連する課題は多岐にわたり、幅広い取り組みが求められています。

このような状況のもと、だれもが社会の対等な構成員として自らの希望で、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、市民が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受し、共に責任を担う社会を実現するため、男女共同参画社会づくりが引き続き重要になっています。

そこで、旭市では、これまでの第 2 次計画の成果と課題を踏まえて見直しを行い、「第 3 次旭市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各施策をさらに推進していきます。

※1 男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

2

計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づくものであり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第5次千葉県男女共同参画計画」および「旭市総合戦略」との整合性を図りながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくために策定するものです。
また、「旭市総合戦略」では持続可能な開発目標（SDGs^{※2}）の理念を取り入れており、全施策にSDGsにおける17のゴールを関連づけています。この計画は、17のゴールのうち、「5 ジェンダー平等を実現しよう」などに関連しています。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく市町村基本計画としても位置づけています。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく市町村推進計画としても位置づけています。

3

計画の期間

この計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

なお、今後の法制度の改正や社会情勢の変化、本計画の進行状況などを踏まえ、必要性に応じて見直しを行うものとします。

^{※2} 平成27年に国連で採択された、平成28年から令和12年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、令和12年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を基本理念としています。

この計画では、これらを踏まえ本市における男女共同参画社会を実現するため、次の基本理念を掲げます。

互いを認め合い

自分らしく活躍できるまち あさひ



この計画では、次の3つの基本目標を設定し、本市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ

だれもが互いを尊重する社会づくり

個人としての尊厳が重んじられ、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない男女共同参画社会の実現に向けた意識変革の進展を目指します。

また、DVをはじめとする身体的・精神的・経済的・性的な暴力などは人権侵害であり、あらゆる暴力の根絶を目指します。

基本目標Ⅱ

だれもが個性と能力を発揮できる環境づくり

潜在化した女性の能力を引き出し、職場において女性の活躍を推進し、ワーク・ライフ・バランス^{※3}の実現などを進め、一人ひとりが自らの個性と能力を発揮できる環境づくりを目指します。

基本目標Ⅲ

だれもが安心して暮らせるまちづくり

高齢者や障がいのある人をはじめ、多様な人々が、生涯にわたって豊かな生活を営むための心とからだの健康づくりや、安心して過ごすことができる災害に強い地域づくりを、男女共同参画の視点から推進します。

※3 「仕事」と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。

－ 基本理念 －

互いを認め合い 自分らしく活躍できるまち あさひ

▽ 基本目標

▽ 主要課題

▽ 施策の方向

I

だれもが
互いを尊重する
社会づくり

DV防止基本計画含む

1 男女共同参画の理解と
浸透

2 男女共同参画の視点に
立った教育・学習の充実

3 人権の尊重とあらゆる
暴力の根絶

(1) 男女共同参画意識の啓発
(2) 男女共同参画に関する調査研究

(1) 性別にとらわれない教育の推進

(1) 人権の尊重
(2) DVおよび児童虐待防止のための取り組み
(3) DVおよび児童虐待被害者に対する
支援体制の充実
(4) 高齢者・障がいのある人への虐待防止に
向けた取り組みの推進
(5) ハラスメントの防止に向けた対策の推進

II

だれもが
個性と能力を
発揮できる
環境づくり

女性活躍推進計画含む

4 労働の場における
男女共同参画の推進

5 家庭における
男女共同参画の推進

6 地域社会における
男女共同参画の推進

(1) 雇用の分野における男女共同参画の促進
(2) 農業・水産業における男女共同参画の促進
(3) 多様な働き方に対する支援の充実

(1) 家庭における男女共同参画意識の浸透
(2) 子育て世帯・介護者への社会的支援

(1) 地域における男女共同参画の促進
(2) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

III

だれもが
安心して
暮らせる
まちづくり

7 生涯を通じた心身の
健康づくり

8 だれもが安心して
暮らせる環境の整備

(1) 一人ひとりに応じた健康づくり

(1) 日常生活または社会生活に対する支援
および体制づくり
(2) 防災における男女共同参画の推進

第3章

施策の内容



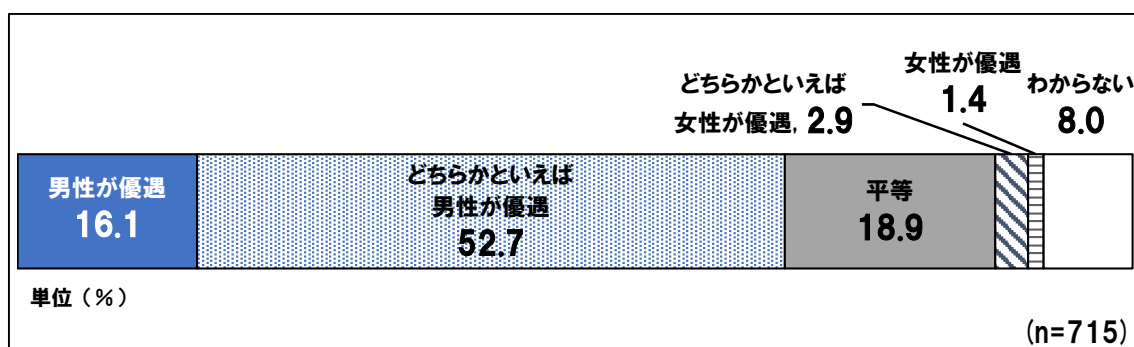
基本目標Ⅰ だれもが互いを尊重する社会づくり

主要課題Ⅰ 男女共同参画の理解と浸透

現状と課題

市民意識調査によると、社会全体での男女の平等感について、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答した割合は68.8%である一方、「平等」と回答した割合は18.9%となっています。男女平等のあり方に関する意識について、どの項目でも男性よりも女性が「男性が優遇」と回答した割合が高くなっています。また、男性が優遇されていると思う原因について、最も高い割合の回答は「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりが根強い」で61.5%でした。

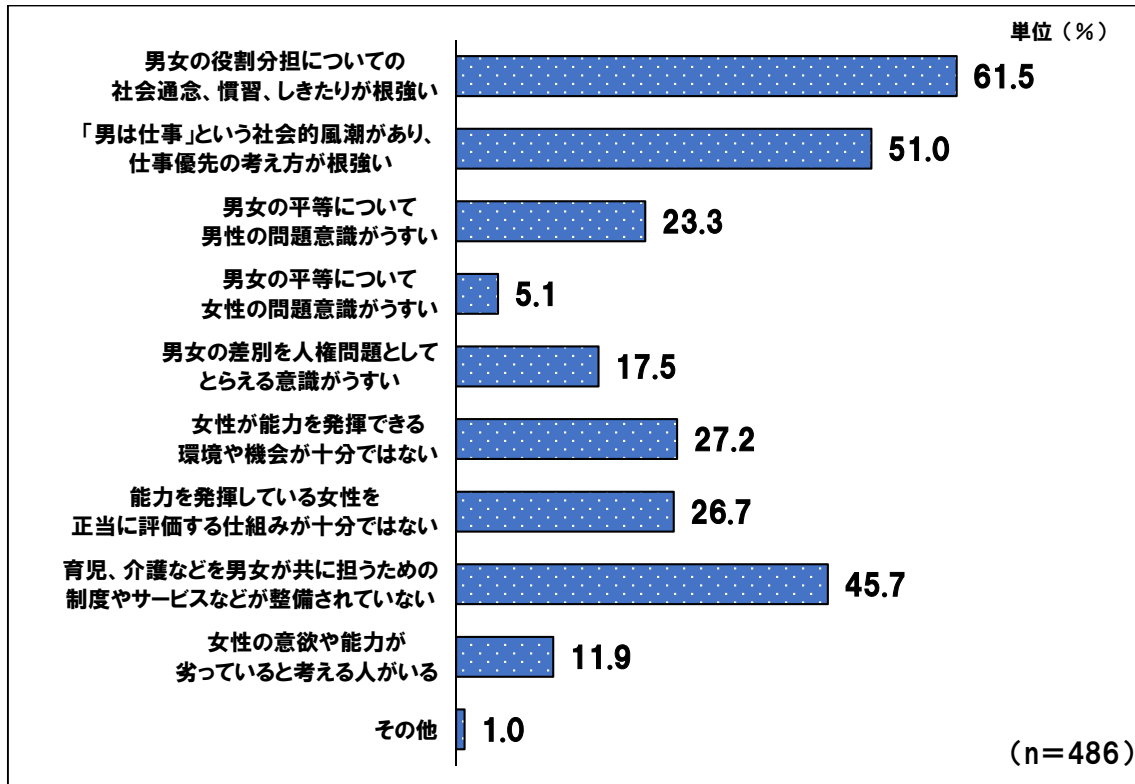
【図1 社会全体（総合的に）での男女平等意識】



図について

図1から図18までは、令和4年11月に無作為に抽出した市民2,200人を対象に実施した、市民意識調査の結果を資料として掲載しています。また、「n」は質問に対する回答者数を表しています。

【図2 男性が優遇されていると思う原因】



依然として、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアスが地域に根強く残っており、暮らし方や働き方に影響を与え、女性が不平等感を持つ要因となっています。

男女共同参画の取り組みが不十分な地域は、特に女性を中心として人口流出が続く可能性があります。

性別にとらわれない選択を可能にするためには、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを払拭していくことが重要です。

施策の方向
と事業内容

だれもが職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感
じられる社会を実現するためには、幼少期から壮年期まで男女双方
の意識啓発に取り組み、男女共同参画の理念を正しく広めていくこ
とが重要です。

(1) 男女共同参画意識の啓発

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
男女共同参画に 関する情報発信	1	○ 広報紙・ホームページを活用 した啓発活動の推進 ○ 各種イベントでの啓発	事業実績	市民生活課
	2	○ 男女共同参画週間における 広報・啓発	事業実績	市民生活課
男女の意識形成	3	○ 固定的な性別役割分担意識の 改善に向けた啓発の推進	事業実績	市民生活課
市職員への理解促進	4	○ 男女平等の視点に配慮した 広報の推進 ○ 市職員への男女共同参画意識 の啓発	事業実績	市民生活課 総務課
関連図書の周知	5	○ 国際女性の日に合わせた特集 展示の実施	事業実績	生涯学習課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
①	男女共同参画の啓発	年3回	年4回以上	市民生活課

(2) 男女共同参画に関する調査研究

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
市民意識調査の実施	6	○ 男女共同参画に関する市民 意識調査の実施	事業実績 (該当年度)	市民生活課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
②	「社会全体では(総合的に)」 の「平等」と感じる人の割合*	18.9%	増加	市民生活課

*市民意識調査(令和4年11月実施)における項目

主要課題 2

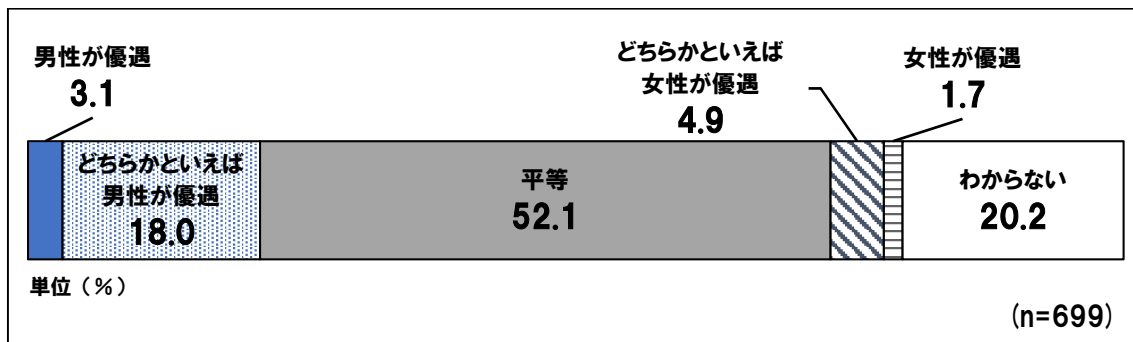
男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

現状と課題

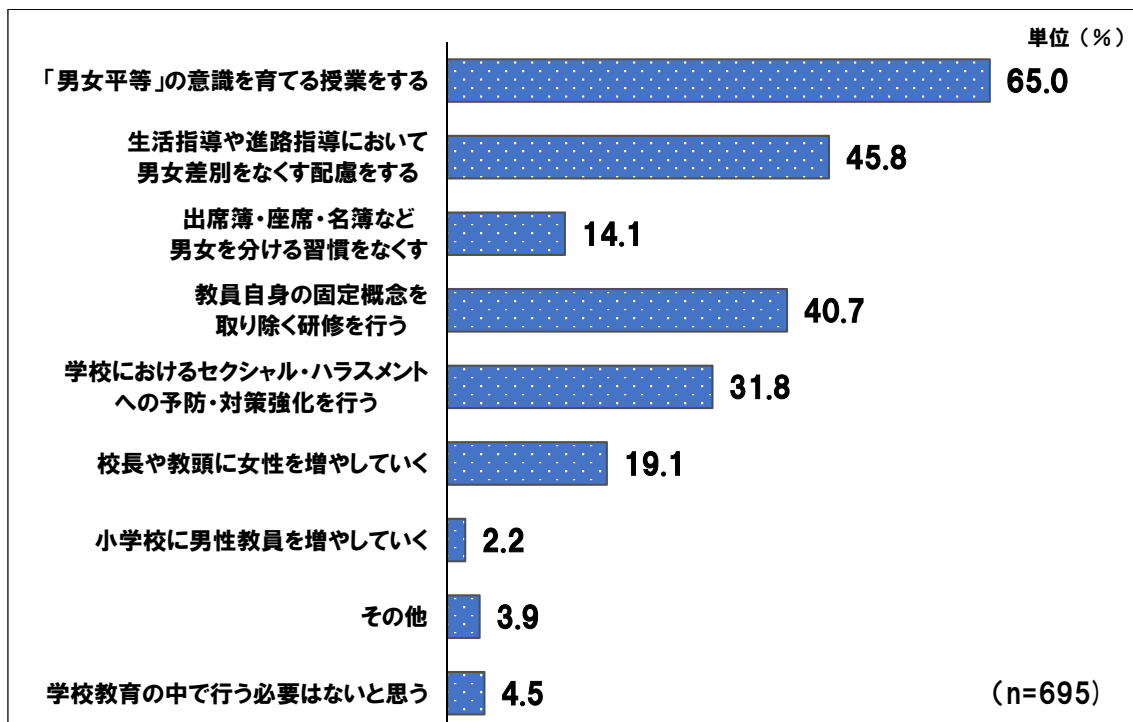
市民意識調査によると、学校教育の場での男女の平等感について、「平等」と回答した割合が 52.1%を占め、他の分野と比べると平等感が高くなっています。

学校で「男女平等教育」を推進するために特に力を入れるべきこととして、「男女平等の意識を育てる授業をする」や「生活指導や進路指導において男女差別をなくす配慮をする」と回答した割合が高くなっています。

【図3 学校教育の場での男女平等意識】



【図4 「男女平等教育」を推進するために特に力を入れるべきこと】



学校で過ごす時間は、家庭と同様に子どもの意識形成に大きな影響力があることから、ジェンダー平等の視点による配慮が必要です。

学校においては、児童・生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じ、人権尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導の充実を図るとともに、だれもが主体的に多様な選択を行うことができるよう、一人ひとりの個性を尊重し、その能力を伸ばしていく教育の推進が必要です。

施策の方向 と事業内容

人権を尊重した男女平等の教育を推進します。学校教育では、男女平等意識の形成や性別にとらわれない自立性を育成するための取り組みを推進します。

(1) 性別にとらわれない教育の推進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
性別にとらわれない教育の推進	7	○ 小・中学校における男女平等の視点に配慮した教育の推進	事業実績	教育総務課
キャリア教育の充実	8	○ 小・中学校における勤労観・職業観を育てる体験型教育の推進	事業実績	教育総務課
家庭科教育の充実	9	○ 協力して家庭を形成するための意識醸成を図る家庭科教育の充実	事業実績	教育総務課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
③	職業に触れる学習の実施	—	全小・中学校で実施	教育総務課
④	「学校教育の場では」の「平等」と感じる人の割合*	52.1%	増加	市民生活課

*市民意識調査（令和4年11月実施）における項目

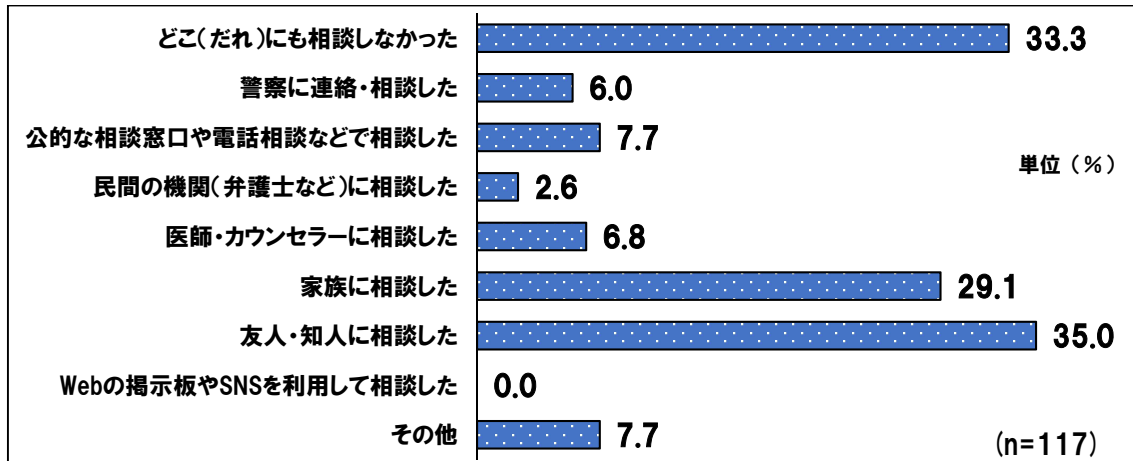
主要課題3

人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

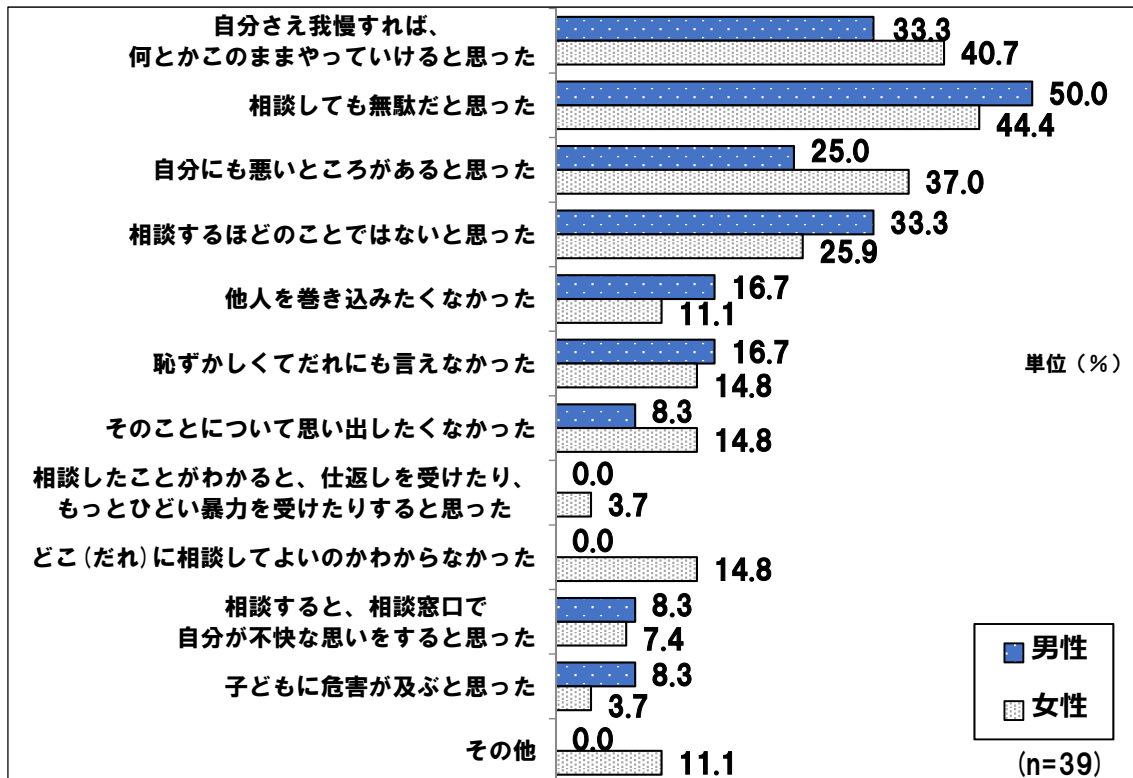
現状と課題

市民意識調査によると、DV被害の相談について、「友人・知人に相談した」が35.0%と最も高くなりましたが、次いで「どこ（だれ）にも相談しなかった」が33.3%となりました。その理由として、男女ともに「相談しても無駄だと思った」と回答した割合が高くなっています。

【図5 DV被害の相談について】



【図6 相談をしなかった理由について】



全ての暴力は人権の侵害にあたり、決して許されるものではなく、根絶に向けた取り組みが必要です。特に、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、家庭内で行われた場合には同居する子どもにも重大な影響を及ぼすものです。

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、暴力や差別、偏見、いじめ、ハラスメントのない社会を築いていく必要があります。

施策の方向 と事業内容

人権の擁護および暴力の根絶を図るため、さまざまな啓発活動を実施します。必要な人へ、相談や支援を迅速に繋げることができるよう、公的相談窓口の所在などを広く周知し、関係機関と連携した支援体制を推進します。

(1) 人権の尊重

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
人権擁護委員と連携した人権擁護の推進	10	○ 人権尊重に関する広報・啓発	事業実績	市民生活課
	11	○ 人権相談の実施 ○ 人権教室の開催	① 相談実施回数 ② 教室開催回数	市民生活課
メディア・リテラシー※4を高める教育の実施	12	○ 児童・生徒に対するメディア・リテラシーの育成	事業実績	教育総務課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑤	人権教室の実施	19校	全小・中学校で実施	市民生活課

(2) DVおよび児童虐待防止のための取り組み

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
DVおよびデートDVの防止についての啓発	13	○ さまざまな機会および各種情報ツールによる啓発	啓発回数	市民生活課 子育て支援課
	14	○ 女性に対する暴力をなくす運動の広報・啓発		
児童虐待防止対策の推進	15	○ 広報紙・ホームページによる啓発	啓発回数	子育て支援課
早期発見への取り組み	16	○ 乳幼児健診未受診者への調査や家庭訪問指導によるDVおよび児童虐待の早期発見	事業実績	健康づくり課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑥	DV防止についての啓発	年3回	年3回以上	市民生活課

※4 メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力を構成要素とする、複合的な能力のこと。

(3) DVおよび児童虐待被害者に対する支援体制の充実

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
DVおよび児童虐待相談窓口の周知	17	○ さまざまな機会および各種情報ツールによる周知	周知回数	市民生活課 子育て支援課
相談職員等の知識習得および対応能力向上	18	○ 相談職員等の研修機会の充実	研修受講回数	市民生活課 子育て支援課
DVおよび児童虐待被害者の支援	19	○ 関係各課と連携した相談の実施 ○ 状況に応じた支援の実施 ○ 関係機関との連携強化	事業実績	市民生活課 子育て支援課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑦	相談窓口研修への職員の参加回数	—	年5回以上	市民生活課 子育て支援課
⑧	DVの被害経験者の「相談しなかった」割合*	33.3%	減少	市民生活課
⑨	DV等対策連絡会議の実施	年3回	年3回	市民生活課

*市民意識調査（令和4年11月実施）における項目

(4) 高齢者・障がいのある人への虐待防止に向けた取り組みの推進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
高齢者虐待防止対策の推進	20	○ 関係機関との連携による支援体制の強化	虐待連絡会の開催回数	高齢者福祉課
緊急保護施設と連携した高齢者の安全確保	21	○ 関係施設との連携による緊急保護施設の確保	対応施設数	高齢者福祉課
障害者虐待防止支援体制の強化	22	○ 障害福祉施設等との連携強化 ○ 緊急保護が必要な障がいのある人への適切な支援の実施	事業実績	社会福祉課

(5) ハラスメントの防止に向けた対策の推進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
児童・生徒のための相談の実施	23	○ 各校での「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の設置およびアンケートによる相談の実施	実施校数	教育総務課
ハラスメント防止対策の推進	24	○ 千葉労働局等との協力によるハラスメント防止の啓発	事業実績	商工観光課
	25	○ ハラスメント相談窓口の周知	事業実績	市民生活課
市職員のためのハラスメント防止	26	○ 所属ごとに定めた相談員による相談の実施 ○ ハラスメント対策研修の開催	研修開催 (年1回以上)	総務課



基本目標Ⅱ だれもが個性と能力を発揮できる環境づくり

主要課題4

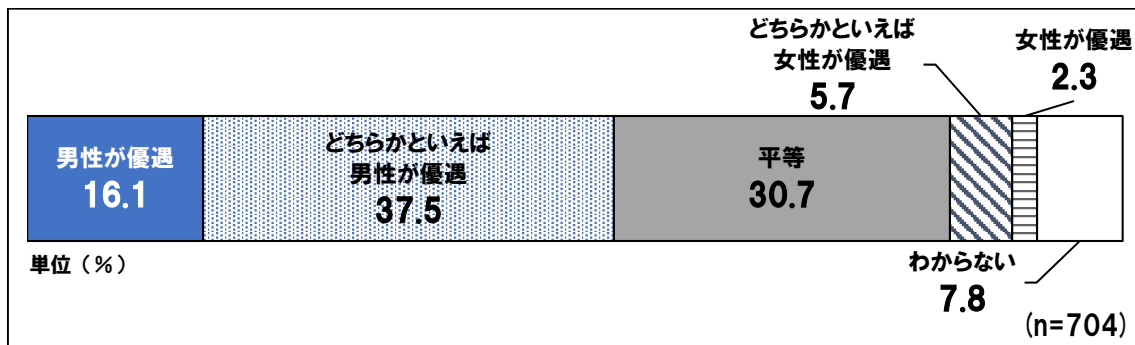
労働の場における男女共同参画の推進

現状と課題

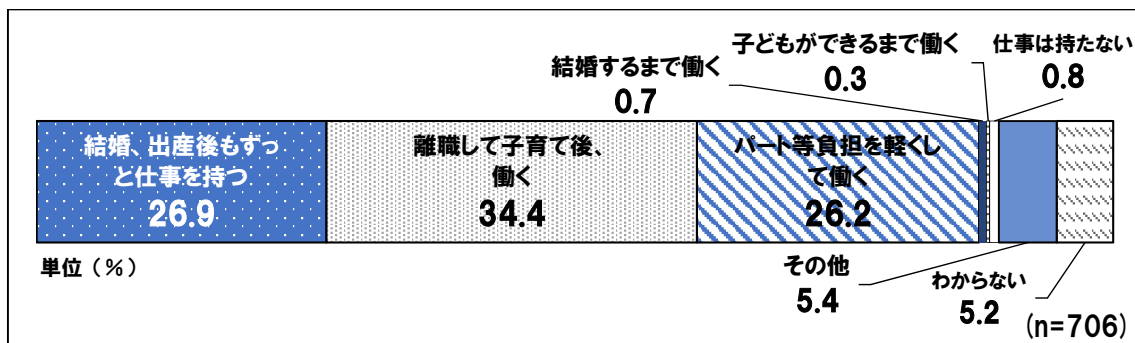
市民意識調査によると、職場における男女の平等感について、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答した割合は53.6%である一方、「平等」と回答した割合は30.7%となっています。

また、女性の働き方についてどのように考えるかという質問では、「離職して子育て後、働く」と回答した割合が34.4%で最も高く、次いで「結婚、出産後もずっと仕事を持つ」と回答した割合が26.9%となっています。

【図7 職場での男女平等意識】



【図8 女性の働き方についての考え方】



家族形態の急速な変化、個人の働き方の多様化を踏まえ、働く意欲のある全ての人が、「仕事」と「子育て・介護・社会活動などの生活」との選択を迫られることなく、働き続けることができ、その能力を十分に発揮できる環境を整備することが必要です。

女性の就業率については、出産・子育て期に離職することにより生じる「M字カーブ」が解消しつつあり、女性活躍推進を背景に改善されてきています。しかしながら、女性の正規雇用率は20代後半がピークで、仕事と家庭の両立の難しさから、中高齢で低くなる「L字カーブ」となっており、残りの受け皿は非正規雇用となっている実態があります。

施策の方向 と事業内容

今後は、継続して就業を望んでいる女性が子育て・介護などによる中断をしなくてよい環境を目指すとともに、一旦離職した女性に対しても、意欲と能力を生かす再就職や起業の実現など魅力ある再チャレンジの道を開く必要があります。

企業や事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発に努め、だれもが働きやすい環境を推進していきます。

また、農業や水産業の振興において、女性が担い手として重要な役割を果たしていることから、女性の経営への参画を促し、働きやすい環境を整備していくことも重要です。

(1) 雇用の分野における男女共同参画の促進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
男女雇用機会均等法等の普及促進	27	○ 雇用分野の法律や制度の周知 ○ 一般事業主行動計画 ^{※5} の周知	事業実績	商工観光課
地域職業相談室等との連携	28	○ 就労に関する情報提供等の実施	事業実績	商工観光課
事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発	29	○ 関係機関との連携による事業所等への啓発	事業実績	商工観光課
育児・介護休業制度等の周知	30	○ 関係機関との連携による事業所等への各種休業制度の周知	事業実績	商工観光課
市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の啓発	31	○ 市職員に対する積極的な働きかけや情報提供	事業実績	総務課
市男性職員における育児参加の推進	32	○ 市男性職員に対する働きかけ	事業実績	総務課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑩	「職場では」の「平等」と感じる人の割合*	30.7%	増加	市民生活課
⑪	育児休業取得率（市職員）	女性100% 男性30.8%	女性100% 男性85%	総務課

*市民意識調査（令和4年11月実施）における項目

^{※5}ここでは女性活躍推進法に基づくものを指す。雇用主としての民間企業など（一般事業主）は、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する状況の把握、分析を行い、数値目標や取り組み内容などを盛り込んだ一般事業主行動計画を策定するものとされ、常時雇用する従業員が101人以上の一般事業主は、行動計画の策定・届出および、公表・周知が義務付けられている。

(2) 農業・水産業における男女共同参画の促進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
家族経営協定※6の締結の支援	33	○ 家族経営協定の締結の促進	締結数	農水産課
女性の経営への参画の促進	34	○ 女性を含む認定農業者の確保	認定農業者数	農水産課
農業委員・農地利用最適化推進委員への女性登用の推進	35	○ 農業委員・農地利用最適化推進委員への女性登用についての働きかけ	女性委員数	農業委員会事務局

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑫	家族経営協定の締結数	229経営体	増加	農水産課

(3) 多様な働き方に対する支援の充実

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
女性の就業支援	36	○ 市や県ジョブサポートセンター等で開催する講座等の周知 ○ 就労支援情報の提供	事業実績	商工観光課
	37	○ 県男女共同参画センター等が開催する講座の周知	事業実績	市民生活課
	38	○ 再就職・起業に関する情報の提供	事業実績	商工観光課
企業と就職希望者とのマッチング	39	○ 旭市雇用対策協議会会員企業による会社説明会や合同就職面接の開催	事業実績	商工観光課
多様な働き方の提供	40	○ 多世代交流施設（おひさまテラス）の利用促進	情報発信回数 (月1回以上)	企画政策課

※6 農林漁業経営を担っている家族全員が、意欲とやりがいを持って参画できる魅力ある経営を目指して、経営方針や役割分担、報酬・休日等の就業条件などについて話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶもの。

主要課題5

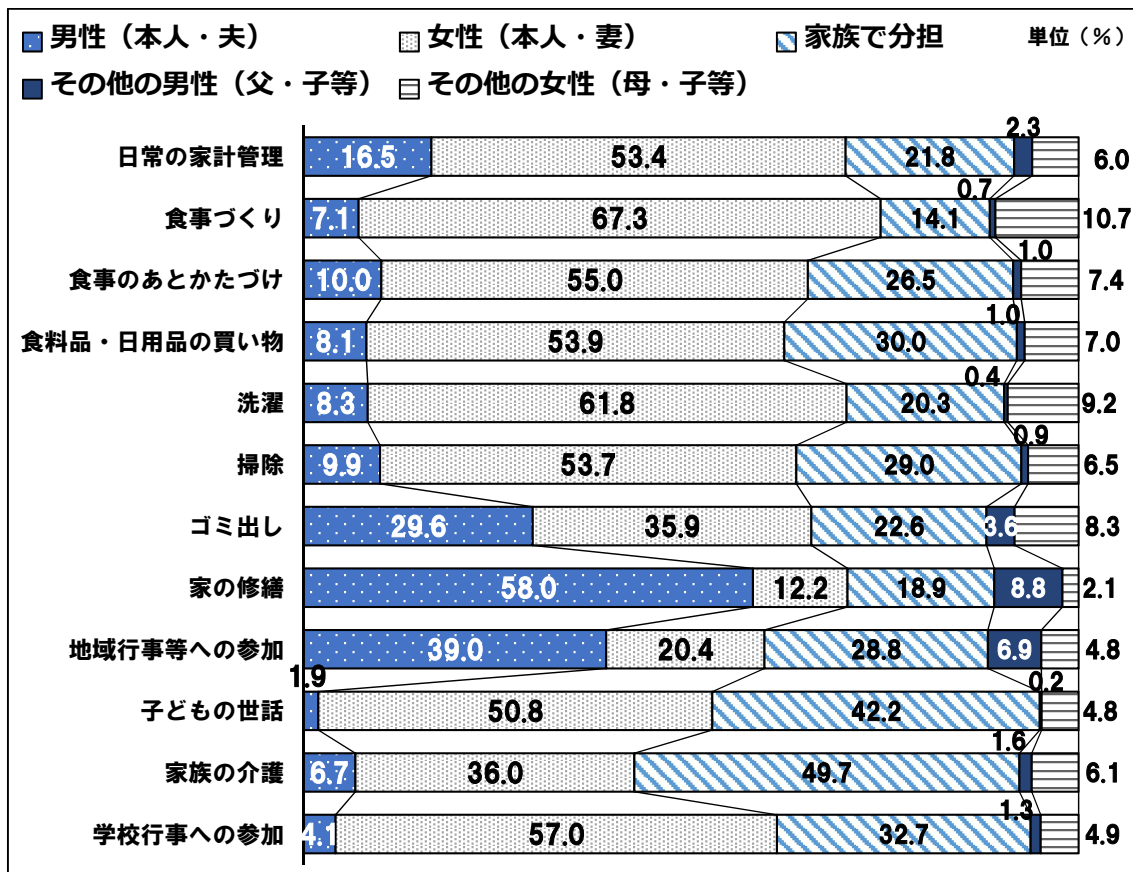
家庭における男女共同参画の推進

現状と課題

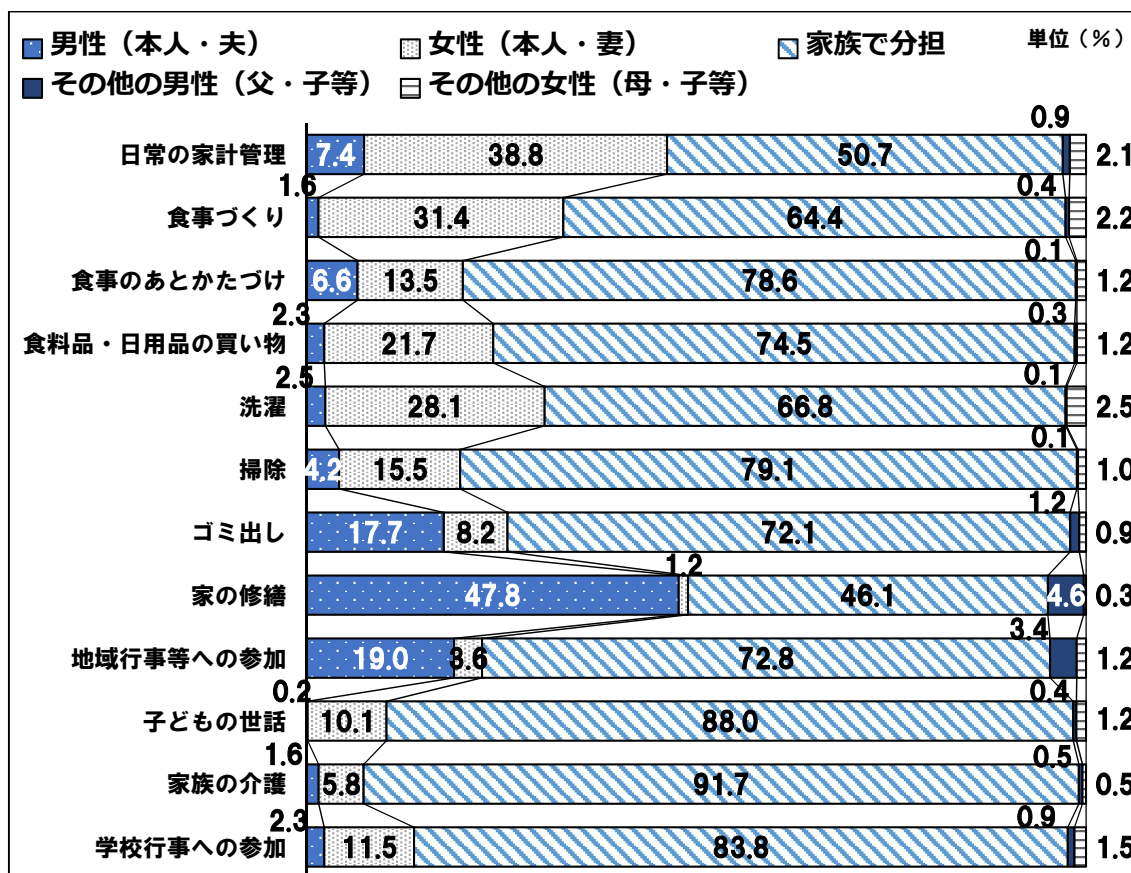
市民意識調査によると、家事などの日常的な仕事は、ほとんどの項目で女性の役割という結果となっています。女性より男性の割合が高い項目は「家の修繕」で、次いで「地域行事等への参加」となっています。また、「家の修繕」を除く全ての項目で、「理想」は「家族で分担」の回答の割合が高くなっています。

男性の参加を促進するためには、「企業など職場における理解を得やすい環境づくりを推進する」「仕事と子育ての両立を支援する体制を整備する」「男性が家事・育児・介護などの仕方を身に付ける」の順で回答の割合が高くなっています。

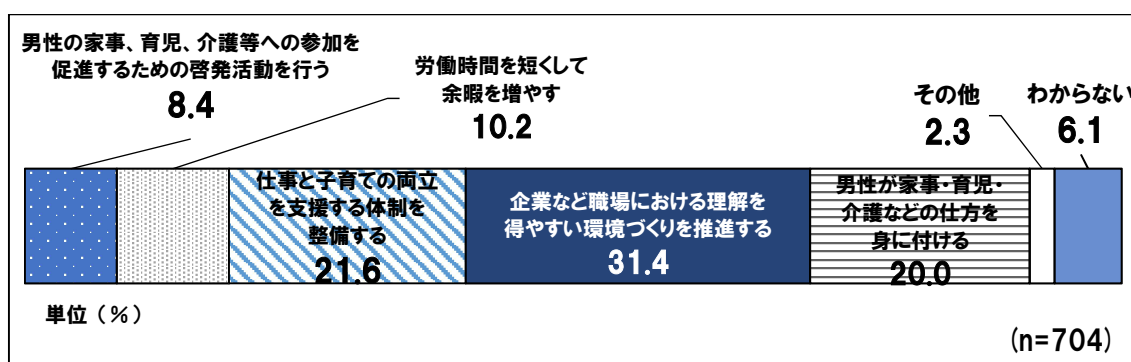
【図9 現在の家庭での家事等の日常的な仕事の役割分担】



【図10 理想の家庭での家事等の日常的な仕事の役割分担】



【図11 男性の家事、育児、介護等への参加を促進するために必要なこと】



近年、家族内で家事・育児・介護などを協力し合っている家庭も見られますが、依然として男性が仕事中心、女性が家事・育児などの大半を担っている状況です。

理想とする家事などの分担を進めていくには、男性が家事・育児・介護などに携われるよう、長時間労働慣行の是正や育児・介護休業（休暇）の取得が促進されるなど職場の理解が進み、男性自身も家事などの仕方を身に付けていく必要があります。

施策の方向
と事業内容

男女がともに家事・育児・介護などを分担していくため、意識改革に向けた啓発を推進します。

性別にかかわらず全ての人が、希望する職業と家庭生活が両立できるようニーズに応じた子育て世帯・介護者への社会的支援の充実を図ります。

(1) 家庭における男女共同参画意識の浸透

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
男女の意識形成	再掲3	○ 固定的な性別役割分担意識の改善に向けた啓発の推進	事業実績	市民生活課
家庭科教育の充実	再掲9	○ 協力して家庭を形成するための意識醸成を図る家庭科教育の充実	事業実績	教育総務課
男性の育児参画の促進	41	○ 両親学級および子育て学級の開催による意識啓発	男性の参加率	健康づくり課
男性の家庭でのスキル習得・向上	42	○ 男性の家事・育児・介護への知識・技術の習得を目指した講座の開催	男性の参加者数	生涯学習課
	43	○ 地域子育て支援センター(ハニカム)での父親の子育てを応援するイベントの開催	父親の参加者数	子育て支援課

【施策の目標】

No.	指標名		現状値 (R 4 年度)	目標値 (R 1 0 年度)	担当課
⑬	両親学級および子育て学級への 男性の参加率		4 7 . 6 %	増加	健康づくり課
⑭	家庭での役割分担において 「家族で分担」の割合 (各項目) *	【日常の家計管理】	2 1 . 8 %	増加	市民生活課
		【食事づくり】	1 4 . 1 %		
		【食事のあとかたづけ】	2 6 . 5 %		
		【食料品・日用品の買い物】	3 0 . 0 %		
		【洗濯】	2 0 . 3 %		
		【掃除】	2 9 . 0 %		
		【ゴミ出し】	2 2 . 6 %		
		【家の修繕】	1 8 . 9 %		
		【地域行事等への参加】	2 8 . 8 %		
		【子どもの世話】	4 2 . 2 %		
		【家族の介護】	4 9 . 7 %		
		【学校行事への参加】	3 2 . 7 %		

*市民意識調査(令和4年11月実施)における項目

(2) 子育て世帯・介護者への社会的支援

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
保育サービスの充実	44	○ 一時預かり、時間外保育、病後児保育など多様な保育制度の充実	事業実績	子育て支援課
子育て支援センターの充実 (ハニカム広場の運営)	45	○ 子育てに関する相談・情報の提供 ○ 地域の親子の交流づくり ○ 就学前の教育・保育施設への入園相談	事業実績	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の実施	46	○ 小学生の健全な育成を支援する放課後児童クラブの運営	事業実績	教育総務課
小学生の放課後の居場所づくり	47	○ 豊かな人間性や社会性を育むために、放課後の時間を活用して子ども工作教室を実施	事業実績	生涯学習課
妊娠・出産期等における支援	48	○ 妊婦健康診査の助成 ○ 乳幼児健康診査をはじめとした健康支援 ○ 子育て世代包括支援センター（ぽけっと）と連携した相談事業の充実	①乳幼児健康診受診率 ②相談件数	健康づくり課
	49	○ 乳児家庭への訪問	全件訪問	健康づくり課
介護者支援の充実	50	○ 介護者のライフスタイルに応じた介護サービス情報の提供	事業実績	高齢者福祉課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑮	乳児家庭への訪問	97.0%	全件訪問	健康づくり課

主要課題 6

地域社会における男女共同参画の推進

現状と課題

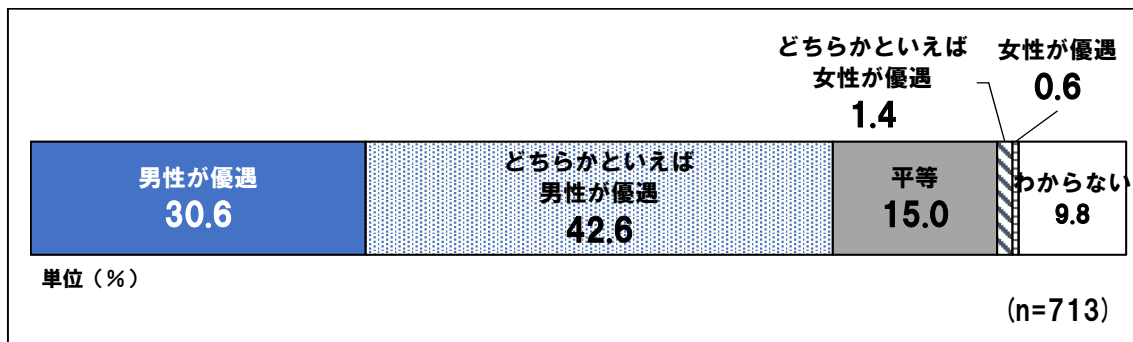
本市の女性参画の状況として、審議会等における女性委員の割合は、24.5%（平成31年度）から27.6%（令和5年度）へ増加しています。また、市職員の管理職に占める女性の割合は24.2%（令和4年度）から24.8%（令和5年度）となり、前年度を上回っています。

市民意識調査によると、政治や行政における男女の平等感について、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答した割合は73.2%で、男女の平等感の項目のうち、最も割合が高くなっています。

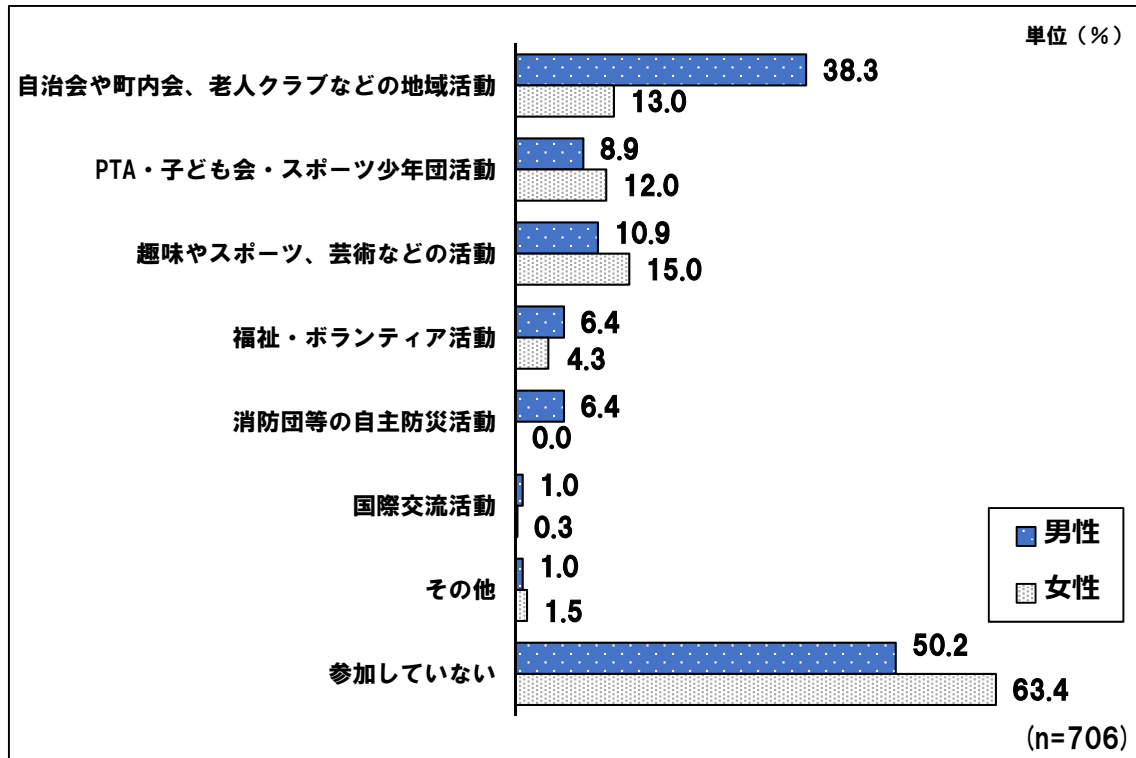
地域活動の参加状況については、半数以上が「参加していない」状況ですが、将来参加したい項目では「趣味やスポーツ、芸術などの活動」の回答が多くなっています。

自治会などの活動で女性リーダーが少ない理由として、「就労・家事・育児などに忙しく、地域活動に専念できないから」「男性がリーダーとなるのが社会慣行だから」の順で割合が高くなっています。

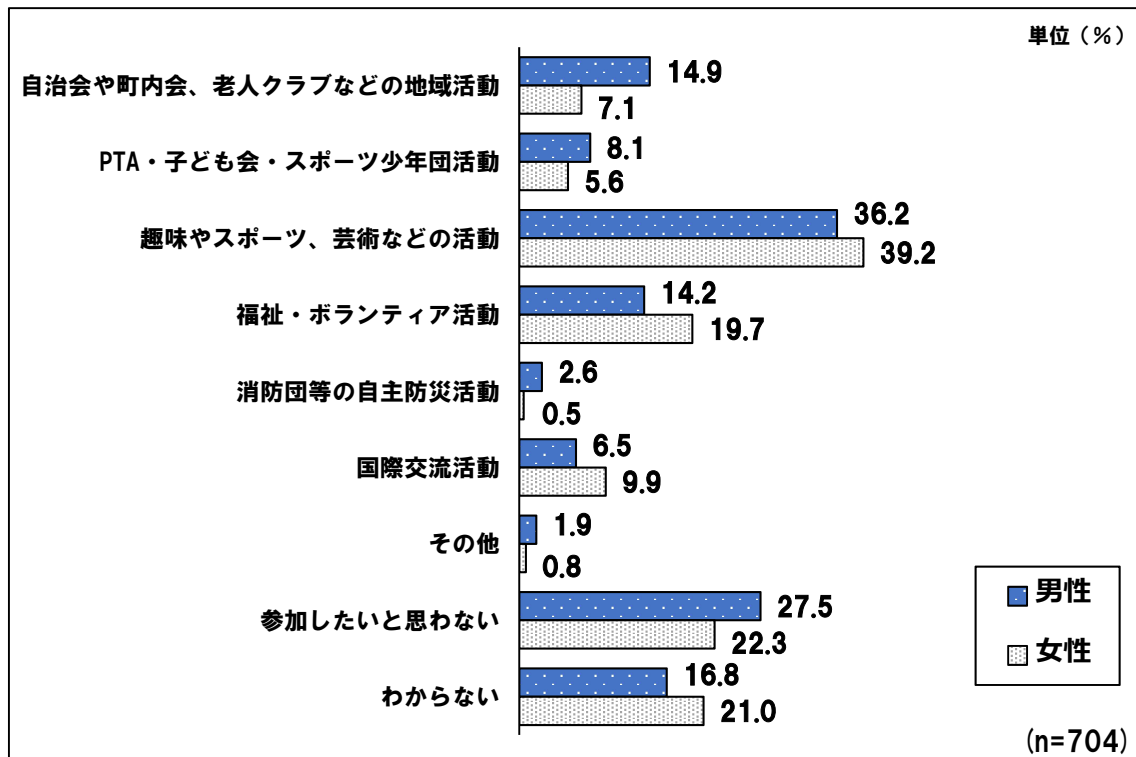
【図12 政治や行政の場での男女平等意識】



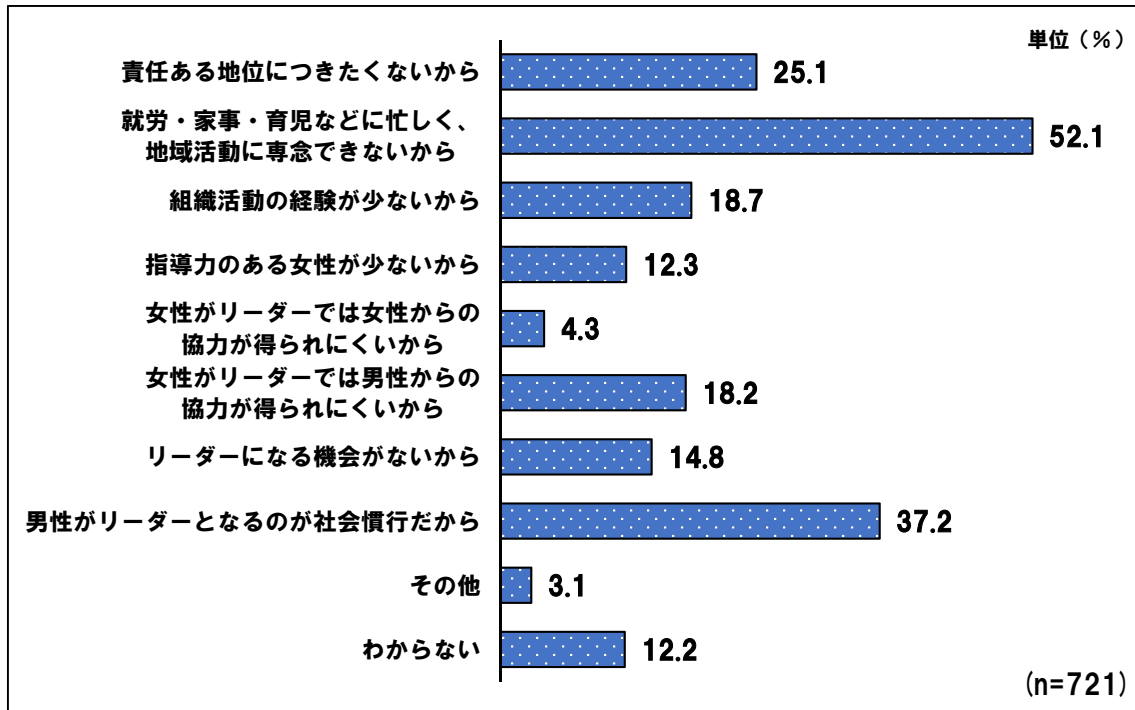
【図13 現在の地域活動への参加状況】



【図14 将来参加したい地域活動】



【図15 地域活動などのリーダーに女性が少ない理由】



政策・方針決定過程において、性別に左右されることのない自由な参画が進むと、さまざまな視点が偏りなく確保され、男女のどちらか一方に不利に働くような状況も回避でき、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながっていきます。

しかしながら、本市の審議会等における女性委員の割合は、目標としてきた30%を下回っており、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえないのが現状です。地域活動においては、担い手の確保や高齢化が課題となっています。

施策の方向 と事業内容

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するには、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)^{※7}を進めていくなど、女性の登用に取り組む必要があります。また、市の女性管理職についても、目標値に達するよう女性の登用を進め、女性活躍を推進していきます。

活力ある地域社会を持続していくためには、性別や年齢などにより役割を固定化せず、女性を含めたさまざまな意見を取り入れ、反映していくことが必要です。

(1) 地域における男女共同参画の促進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
出前講座の開催	51	○ 市民グループ等への男女共同参画に関する出前講座の実施	事業実績	市民生活課
女性消防団員参画の推進	52	○ 女性消防団員の新規参入の促進	事業実績	消防本部
生涯学習活動への支援	53	○ 市民の自主的学習活動やサークル活動の支援	助成・減免 団体数	生涯学習課
生きがいづくりの推進	54	○ 老人クラブやシルバー人材センターの活動の支援	事業実績	社会福祉課

(2) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
審議会等への女性委員登用の推進	55	○ 庁内関係部署への周知 ○ 市民に向けた委員公募の情報提供	審議会等における女性委員の割合	市民生活課 関係各課
市女性職員の登用推進	56	○ 事業主行動計画 ^{※8} に基づく女性登用の推進	女性管理職の割合	総務課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑯	審議会等における女性委員の割合	25.8%	40%	市民生活課 関係各課
⑰	女性管理職の割合(市職員)	24.2%	40%	総務課

※7 社会のあらゆる分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

※8 ここでは女性活躍推進法に基づくものを指す。女性活躍推進法に基づき、民間事業者および国・地方自治体といった各主体において、職業生活に関する機会の提供と職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の両側面から、積極的かつ主体的に取り組むための行動計画のこと。



基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らせるまちづくり

主要課題 7 生涯を通じた心身の健康づくり

現状と課題

だれもが生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件となります。それぞれが心身の健康を保持していくため、主体的な健康管理を推進するとともに、健康教育、相談体制を確立する必要があります。

施策の方向と事業内容

市民一人ひとりが健康について、正確な知識・情報を入手し、自主的に健康づくりに取り組めるよう、身体的性差に配慮して、支援していく必要があります。

生涯を通じて健康的な体づくりを推進するため、老若男女問わずだれにでも気軽なスポーツ参加を促す取り組みをしていきます。

(1) 一人ひとりに応じた健康づくり

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
健康づくりの推進	57	○ 食生活改善事業の開催 ○ 栄養教室・運動教室の開催	教室開催回数	健康づくり課
健(検)診の受診等の促進	58	○ 市民へわかりやすい情報提供の工夫 ○ 受診しやすい体制の整備	がん検診の受診率	健康づくり課
こころの健康についての知識の普及	59	○ ストレス解消等について広報やホームページ等による啓発および情報提供	情報発信回数	健康づくり課
スポーツに親しむ環境の整備	60	○ 心身の健康づくりのための講座の開催	参加者数	生涯学習課
	61	○ 自由参加型スポーツイベントの開催	参加者数	体育振興課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑮	がん検診の受診率	16.4%	増加	健康づくり課

主要課題 8

だれもが安心して暮らせる環境の整備

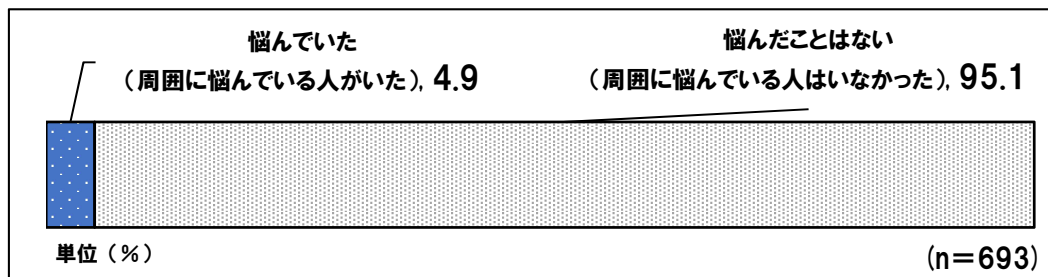
現状と課題

本市でも少子化による人口減や高齢化、外国人人口の増加が進み、さまざまな家族形態が見られます。このような地域社会において、性別や年齢・障がいの有無・経済状況・国籍などの違いに関わらず、多様性が尊重され、災害時においても、だれもが安心して暮らせる環境を整備していくことが求められています。

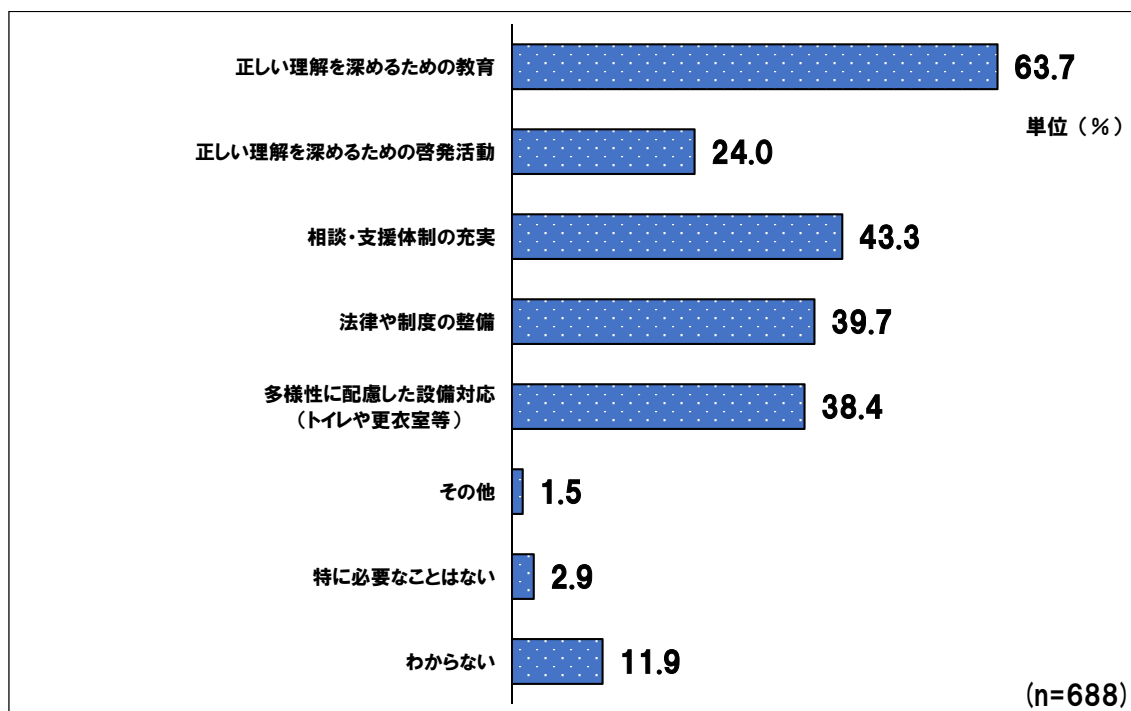
市民意識調査によると、性的マイノリティについて、「性について悩んでいた（周囲に悩んでいる人がいた）」と回答した割合は 4.9%となっています。性的指向や性自認に悩む方が生活しやすくしていくためには、「正しい理解を深めるための教育」と回答した割合が最も高く、63.7%となっています。

また、安心して避難所生活を送るために必要なことは、「プライバシーを確保するための間仕切り」「安全で行きやすい場所の男女別トイレ」の順で割合が高くなっています。どの項目も必要だと回答した割合がほぼ4割以上となっています。

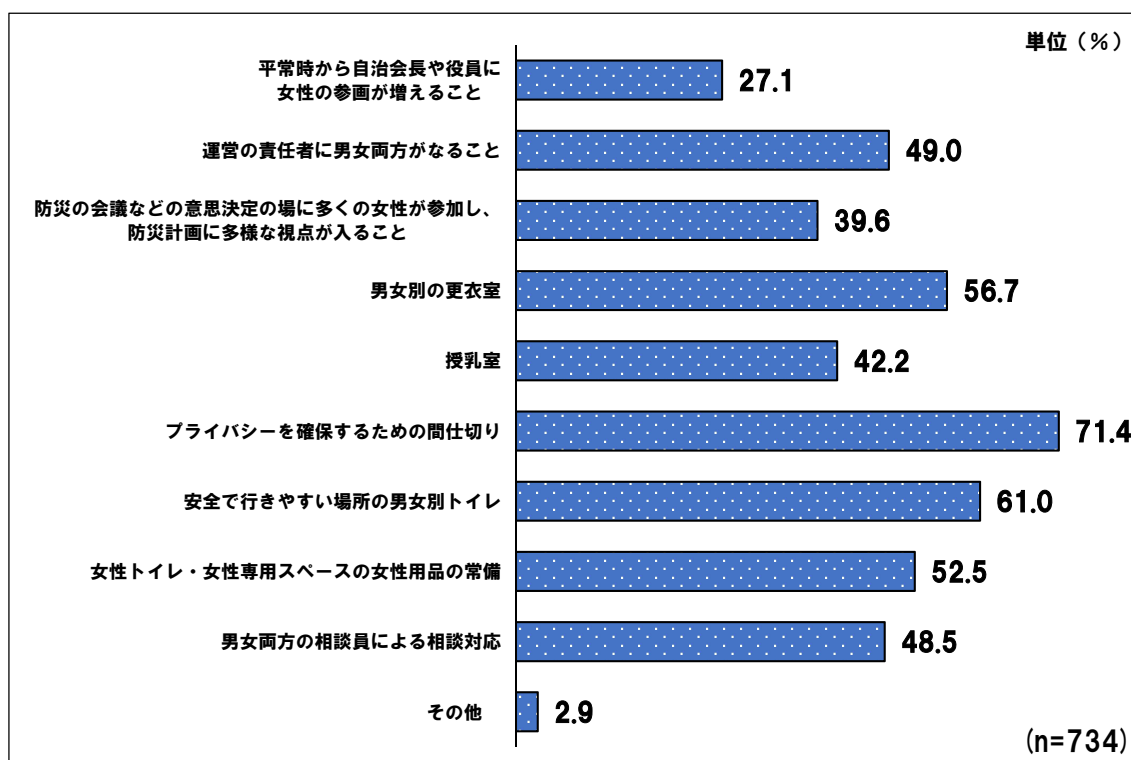
【図16 性について悩んだことがあるか】



【図 1 7 性的指向や性自認に悩む方が生活しやすくしていくために】



【図 1 8 避難所生活に必要なこと】



施策の方向
と事業内容

地域での生活に困難を抱える人に対して、その不安や問題に寄り添い、個々に応じた支援をしていきます。また、性の多様性に対する市民の理解促進を図ります。

防災対策については、男女共同参画の視点からの配慮による体制整備を推進します。

(1) 日常生活または社会生活に対する支援および体制づくり

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
高齢者の介護予防活動の促進	62	○ 出前講座や講演会等の実施	①実施回数 ②参加人数	高齢者福祉課
	63	○ 高齢者が利用する通いの場の設置を推進	団体数	高齢者福祉課
相談支援体制の充実	64	○ 高齢者・障がいのある人等の相談支援体制の充実	相談件数	高齢者福祉課 社会福祉課
障害福祉サービスの情報提供の充実	65	○ 広報紙やホームページ、パンフレット等を活用した情報提供	事業実績	社会福祉課
ひとり親家庭への自立支援	66	○ ひとり親家庭に対する情報提供 ○ 母子・父子自立支援員による相談の実施	事業実績	子育て支援課
	67	○ 各種手当の支給および医療費の助成 ○ 自立に必要な各種制度の情報提供	事業実績	子育て支援課
低所得世帯に対する就労支援	68	○ 生活困窮者に対する情報提供	事業実績	社会福祉課
外国人への支援	69	○ 外国人への多言語による情報提供体制の整備	事業実績	全庁
	70	○ 本市在住外国人への日本語教室の開催を検討または実施	事業実績	企画政策課 関係各課
性の多様性への理解促進	71	○ 性の多様性に関する情報提供	事業実績	市民生活課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
①9	高齢者の健康づくり等に関する講座・講演会の開催	—	年30回以上	高齢者福祉課

(2) 防災における男女共同参画の推進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
男女共同参画の 視点からの防災	72	○ 防災計画および災害マニュアルの見直しの推進	事業実績	総務課 市民生活課
	73	○ 女性の視点からの生活用品の 備蓄および避難所の運営	事業実績	総務課
	74	○ 男女共同参画の視点を踏まえ た職員防災研修の実施	事業実績 (隔年開催)	総務課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
②⑩	防災会議における女性委員の割合	11.1%	増加	総務課

男女共同参画社会は生活のあらゆる分野にわたることから、総合的かつ計画的に施策を進めるため、行政から意識を変え、あらゆる施策に対して関係機関と連携しながら、それぞれの立場で主体的に取り組んでいくことが重要です。

（１）旭市男女共同参画推進懇話会

団体の代表者、公募市民などがメンバーとなる外部組織の「旭市男女共同参画推進懇話会」において会議を開催し、男女共同参画についての協議を行います。

（２）関係機関との連携

さまざまな施策において、関係各課と市民、事業所、各団体などが、家庭、職場、地域などでそれぞれの立場により、男女共同参画に対する理解を深め、連携を図ります。

（３）国・県・他市町村との連携

国・県・他市町村との連携および千葉県男女共同参画地域推進員^{※9}制度を活用し、相互協力して効果的な施策の展開を目指します。

（４）進行管理

毎年度の事業の進捗状況について、担当課が自己評価を行ったうえで、旭市男女共同参画推進懇話会から意見を聴取し、男女共同参画社会の形成に関する施策の企画および推進へ反映させていきます。

※9 地域の実情に通じ、男女共同参画の推進について熱意を有する市民を市が県に推薦し、県知事の委嘱を受けた地域推進員が、地域において県や市とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動を行っている。

基本目標	No.	指標名	目標値	担当課
目標Ⅰ だれもが互いを尊重する社会づくり	①	男女共同参画の啓発	年4回以上	市民生活課
	②	「社会全体では（総合的に）」の「平等」と感じる人の割合	増加	市民生活課
	③	職業に触れる学習の実施	全小・中学校で実施	教育総務課
	④	「学校教育の場では」の「平等」と感じる人の割合	増加	市民生活課
	⑤	人権教室の実施	全小・中学校で実施	市民生活課
	⑥	DV防止についての啓発	年3回以上	市民生活課
	⑦	相談窓口研修への職員の参加回数	年5回以上	市民生活課 子育て支援課
	⑧	DVの被害経験者の「相談しなかった」割合	減少	市民生活課
	⑨	DV等対策連絡会議の実施	年3回	市民生活課
目標Ⅱ だれもが個性と能力を発揮できる環境づくり	⑩	「職場では」の「平等」と感じる人の割合	増加	市民生活課
	⑪	育児休業取得率（市職員）	女性100% 男性85%	総務課
	⑫	家族経営協定の締結数	増加	農水産課
	⑬	両親学級および子育て学級への男性の参加率	増加	健康づくり課
	⑭	家庭での役割分担において「家族で分担」の割合（各項目）	増加	市民生活課
	⑮	乳児家庭への訪問	全件訪問	健康づくり課
	⑯	審議会等における女性委員の割合	40%	市民生活課 関係各課
	⑰	女性管理職の割合（市職員）	40%	総務課
目標Ⅲ だれもが安心して暮らせるまちづくり	⑱	がん検診の受診率	増加	健康づくり課
	⑲	高齢者の健康づくり等に関する講演会・講座の開催	年30回以上	高齢者福祉課
	⑳	防災会議における女性委員の割合	増加	総務課